

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第4条、第5条、第7条及び第8条の情報の伝達義務違反並びに同法第6条及び第9条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第10条第1項から第3項までの勧告及びそれに係る公表の指針」の策定の概要について

1 策定の趣旨

令和8年4月1日付け「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和2年法律第79号。以下「法」という。）の一部改正を踏まえ、国の「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第4条及び第5条の情報の伝達義務違反並びに同法第6条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第7条第1項及び第2項の勧告及びそれに係る公表の指針」（令和4年11月17日付け4水漁第1030号・4消安第4201号水産庁長官・消費・安全局長通知）が一部改正されたことを受け、本県の「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第4条、第5条、第7条及び第8条の情報の伝達義務違反並びに同法第6条及び第9条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第10条第1項から第3項までの勧告及びそれに係る公表の指針」を策定する。

2 策定の内容

- (1) 法第4条、第5条、第7条及び第8条に規定する情報の伝達義務に違反している届出採捕者等並びに法第6条及び第9条に規定する取引等に係る記録の作成・保存義務に違反している特定第一種水産動植物等取扱事業者に対して、法第10条第1項から第3項に規定する勧告を行う場合について、指針を定める。
- (2) 勧告をした場合に公表する事項について、指針を定める。

3 施行期日

令和8年8月31日